

天竜川上流WEBホットライン実施要領(案)

中部地方整備局天竜川上流河川事務所（以下「天竜川上流河川事務所」という。）と天竜川ダム統合管理事務所、長野地方气象台、長野県、天竜川上流流域関係市町村は、出水・地震時等における天竜川上流のWEBホットラインについて次のとおり実施要領を定める。

1. 目的

出水・地震時等に河川の状況、水位変化、ダム運用の情報、土砂災害危険度、地すべりの状況、今後の対応の見通し等を直接伝達・共有することにより、避難指示等の発令判断の支援や災害発生時における被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止を迅速に実施できるよう情報共有を図ることを目的とする。

2. 対象範囲

WEBホットライン、洪水予報基準観測所及び砂防事業・地すべり事業関連におけるホットライン対象市町村は付表1のとおりとする。

3. WEBホットライン開始及び終了

(1) WEBホットラインの開始時期は、次のいずれかの場合による。

- ① 前線又は台風直撃による影響で、**警報級の大雨の可能性大雨特別警報及び記録的短時間大雨情報等が発表され**、かつ洪水の恐れがあると判断されたとき。
- ② 付表1(3)に示すいずれかの基準観測所で水防団待機水位を超え、6時間以内に避難判断水位を超える予測結果が算出されたとき。
- ③ 天竜川上流流域の市町村に土砂災害**警戒情報危険警報**が発表されたとき。
- ④ 天竜川上流流域の市町村において土石流などによる被害が発生したときまたは主要交通網への影響などの情報を入手したとき。
- ⑤ 直轄地すべり事業において、観測データが基準値を超過または超過すると予想されるとき。
- ⑥ 震度5弱以上の地震が天竜川上流流域で発生し、天竜川の堤防変状による河川の氾濫や土砂災害の恐れがあるとき。
- ⑦ その他、**火山災害や雪害等**によりWEBホットライン開始の必要が認められ、関係機関から要求があったとき。

(2) WEBホットラインの終了時期は、上記①～⑦による危険がなくなると認められるとき。

4. WEBホットライン開始の伝達方法

(1) WEBホットラインを開始する場合は、天竜川上流河川事務所から関係機関にWEB会議システムの通知をメールで送信する。

※関係機関は、必要と判断した場合に入室する。

(2) 付表2に示す避難指示等の支援に関するホットラインを関係機関の長が実施する場合は、次のいずれかにより行う。

- ① 4.(1)によるWEBホットラインにより実施。
- ② 携帯電話等により直接連絡の実施。
- ③ 各機関の長がホットラインに参加出来ない場合は、各機関の長は、代理を立てて連絡できるものとする。

5. WEBホットラインによる情報の共有

(1) 河川の状況、水位変化・予測、ダム運用等の情報。

(2) 気象に関する情報。

(3) 付表1(3)に示すいずれかの基準観測所の洪水予報及び水防警報の発表文書。

(4) 付表2に示す避難指示等の支援に関するホットライン情報。

(5) 土砂災害**警戒情報危険警報**発表および土砂災害**危険度**警戒レベルに関する情報。

- (6) 地すべり観測データ等の情報。
- (7) 住民の避難等に関する情報。
- (8) 災害発生時における被害状況、被災情報、応急対策等の情報。
- (9) 災害対策機械等の資機材の要請・職員の派遣等。
- (10) 土砂災害防止法による緊急調査に関する情報。
- (11) その他、上記以外で、出水時対応に必要となる情報。

6. ホットライン通知の連絡先

ホットラインの連絡先として、関係市町村長等の携帯電話及び WEB ホットライン通知先のメールアドレスは、毎年度当初に天竜川上流河川事務所へ報告すること。

7. WEBホットラインに係わる費用

WEBホットライン運営費用については、天竜川上流河川事務所が負担する。その他 WEB 会議に係わる通信機器及び通信費用は、それぞれが負担するものとする。

8. WEBホットラインに係わるセキュリティ対策

WEB ホットラインに使用する通信機器等は、セキュリティソフトの導入等により外部及び内部からの不正アクセスを防止し情報セキュリティ対策を行うものとする。

9. 訓練

WEBホットラインを活用した出水時の洪水対応訓練は、年1回以上実施するものとする。

10. その他

本要領の内容を変更する必要がある場合、又は本要領に定めていない事項について申し入れがあった場合には速やかに協議・連絡するものとする。

附則

この要領は、令和 5年 6月 15日から施行する。

令和 6年 4月 1日 改訂~~。~~

令和 7年 4月 24日 改訂~~。~~

令和 8年 4月 23日 改訂

付表1 WEBホットラインの対象範囲及び市町村

(1) WEBホットライン関係機関 ※調整中

機関名	
中部地方整備局	天竜川上流河川事務所、天竜川ダム統合管理事務所
気象庁	長野地方気象台
長野県	危機管理部 危機管理防災課、建設部 河川課、砂防課、諏訪建設事務所、伊那建設事務所、飯田建設事務所、松川ダム管理事務所、下伊那南部建設事務所
市町村	諏訪市、岡谷市、伊那市、駒ヶ根市、飯田市、下諏訪町、辰野町、箕輪町、飯島町、松川町、高森町、阿南町、南箕輪村、宮田村、中川村、豊丘村、喬木村、大鹿村、 下條村、泰阜村 、天龍村

(2) 洪水予報基準観測所におけるホットライン対象市町村

洪水予報観測所	ホットライン対象市町村
伊那富水位観測所	伊那市、辰野町、箕輪町、南箕輪村
沢渡水位観測所	伊那市、駒ヶ根市、飯島町、松川町、宮田村、中川村
市田水位観測所	飯田市、松川町、高森町、豊丘村、喬木村
天竜峡水位観測所	飯田市、喬木村

(3) 天竜川上流洪水予報・水防警報観測所一覧表

【 】 書きの観測所は天竜川上流洪水予報に係る観測所

	洪水予報		水防警報	【伊那富】	北殿	伊那	【沢渡】	下平	【市田】	伊久間	【天竜峡】
				洪水予報	水防警報	洪水予報	水防警報	洪水予報	水防警報	洪水予報	水防警報
氾濫発生水位 (m) 氾濫発生時	氾濫特別警報 氾濫発生情報	レベル5	警戒	4.30	—	—	2.10	—	4.40	—	17.80
計画高水位 H.W.L (m)		レベル4	警戒	3.12	8.04	5.55	4.41	4.70	4.81	6.24	20.20
氾濫危険水位 (危険水位) (m)	氾濫危険警報 氾濫危険情報	レベル3	警戒	3.10	—	—	1.80	—	4.00	—	16.30
避難判断水位 (特別警戒水位) (m)	氾濫警報 氾濫警戒情報	レベル3	警戒	2.60	—	—	1.70	—	3.70	—	15.30
出動水位 (m)	氾濫注意報 氾濫注意情報	レベル2	出動	2.20	7.00	4.50	1.30	2.60	2.00	2.50	12.50
氾濫注意水位 (警戒水位) (m)			準備	1.50	6.50	4.00	0.90	2.40	1.40	1.70	11.00
水防団待機水位 (指定水位) (m)	早期注意情報	レベル1	待機	1.00	6.00	3.50	0.50	2.20	0.70	1.40	9.70

(4) 美和ダム・小渋ダム異常洪水時防災操作(緊急放流)時におけるホットライン対象市町村

ダム名	ホットライン対象市町村
美和ダム	伊那市、駒ヶ根市、飯田市、飯島町、松川町、高森町、宮田村、中川村、豊丘村、喬木村
小渋ダム	飯田市、松川町、高森町、中川村、豊丘村、喬木村

(5) 土砂災害警戒情報危険警報発出時、地すべり基準値超過等におけるホットライン対象市町村

	ホットライン対象市町村
土砂災害警戒情報危険警報発表または土砂災害発生時	諏訪市、岡谷市、伊那市、駒ヶ根市、飯田市、下諏訪町、辰野町、箕輪町、飯島町、松川町、高森町、阿南町、南箕輪村、宮田村、中川村、豊丘村、喬木村、大鹿村、下條村、泰阜村、天龍村
此田地すべり地区	飯田市
開窪地すべり地区	阿南町
平岡、中井侍地すべり地区	天龍村

(6) 地すべり警戒基準値(案)

	雨量計	地盤伸縮計
注意	30mm/1h 連続雨量 150mm	10日 5mm以上
警戒	連続雨量 250mm	1日 10mm以上
避難		2mm/1h を2時間連続 または4mm/1h
立入禁止		10mm/1h 以上

付表2 避難指示等の支援に関するホットラインの伝達時期及び内容

伝達時期	伝達手段 ()は予備	伝達内容	伝達ルート 【 】は伝達者
付表1の洪水予報基準観測所において、氾濫危険水位を超えるおそれ ^{※1} (初回の水位予測時のみ)	・WEB会議 (携帯電話)	〇〇観測所において、〇時間後水位が氾濫危険水位を超過するおそれが出てきました。〇〇観測所の受け持ち区間における危険箇所(越水)は〇〇市(町、村)〇〇k〇岸となり、水位も依然上昇中であり。また、国交省として支援・要請がありましたらご要望ください。状況に変化がでた際には逐次ご連絡させていただきます。	【天竜川上流河川事務所長】 →[付表1(2)受け持ち区間対象市町村長等] →[天竜川ダム統合管理事務所長]
付表1の洪水予報基準観測所において、1時間後に氾濫危険水位を超えるおそれ ^{※1}	・WEB会議 (携帯電話)	〇〇観測所において、1時間後水位が氾濫危険水位を超過するおそれが出てきました。〇〇観測所の受け持ち区間における危険箇所(越水)は〇〇市(町、村)〇〇k〇岸となり、水位も依然上昇中であり。また、国交省として支援・要請がありましたらご要望ください。状況に変化がでた際には逐次ご連絡させていただきます。	【天竜川上流河川事務所長】 →[付表1(2)受け持ち区間対象市町村長等] →[天竜川ダム統合管理事務所長]
付表1の洪水予報基準観測所において、氾濫危険水位を超過 ^{※1}	・WEB会議 (携帯電話)	〇〇観測所において、氾濫危険水位を超過しました。〇〇観測所の受け持ち区間における危険箇所(越水)は〇〇市(町、村)〇〇k〇岸となり、水位も依然上昇中であり。また、国交省として支援・要請がありましたらご要望ください。状況に変化がでた際には逐次ご連絡させていただきます。	【天竜川上流河川事務所長】 →[付表1(2)受け持ち区間対象市町村長等] →[天竜川ダム統合管理事務所長]
堤防に変状発生 ^{※2}	・WEB会議 (携帯電話)	〇〇市(町、村)の天竜川〇岸〇〇kで異常な変状が確認されました。変状は拡大を続けており、水位も依然上昇中であり。また、国交省として支援・要請がありましたらご要望ください。状況に変化がでた際には逐次ご連絡させていただきます。	【天竜川上流河川事務所長】 →[発生箇所の市町村長等] →[天竜川ダム統合管理事務所長]
堤防決壊が発生 ^{※2}	・WEB会議 (携帯電話)	〇〇市(町、村)の天竜川〇岸〇〇kで堤防が決壊しました。浸水区域は〇時間後まで拡大し、〇〇付近まで達すると考えられます。〇〇市(町、村)の避難状況はいかがでしょうか。状況に変化がでた際には逐次ご連絡させていただきます。	【天竜川上流河川事務所長】 →[発生箇所の市町村長等] →[天竜川ダム統合管理事務所長]
美和ダム・小渋ダムにおいて異常洪水時防災操作(緊急放流)4時間30分前	・WEB会議 ・FAX(様式情報11) ・メール (携帯電話)	●●ダムは、計画規模を越える洪水が予想され満水位を超過する恐れがあるため、〇月〇日〇時〇分ごろから、下流に流れる水量が増える緊急放流を実施する可能性があります。移行する場合は、概ね1時間前に事前通知をします。天竜川の水位が上昇する可能性があることから今後の予測や天竜川への影響など、避難指示等の参考となる情報を共有させていただきます。	【天竜川ダム統合管理事務所長】 →[天竜川上流河川事務所長] →[付表1(4)の対象市町村長等]
美和ダム・小渋ダムにおいて異常洪水時防災操作(緊急放流)1時間30分前	・WEB会議 ・FAX(様式通知8) ・メール (携帯電話)	●●ダムは、洪水調節を行っていますが、洪水調節できる空き容量が減少しています。今後、計画規模を越える洪水となる予想のため、ダムの容量を使い切る見込みであることから、〇時〇分ごろから、下流に流れる水量が増える緊急放流を実施します。そのため洪水氾濫の恐れがあります。緊急放流に移行した場合は、その旨通知します。(下流河川の状況、避難状況の確認)	【天竜川ダム統合管理事務所長】 →[天竜川上流河川事務所長] →[付表1(4)の対象市町村長等]
土砂災害危険警報土砂災害警戒情報が発出された際にメッシュ上で危険と思われる状況が見られた場合 ^{※3}	WEB会議 (携帯電話)	〇〇市(町、村)に土砂災害警戒情報が発出されました。土砂災害が発生する危険度が高い箇所は、〇〇付近(●●地区)であり、土石流が発生した場合は〇〇地区が被害を受ける可能性があります。〇〇市(町、村)の避難状況はいかがでしょうか。状況に変化が生じた際には逐次ご連絡させていただきます。	【天竜川上流河川事務所長】 →[付表1(5)砂防対象市町村長等]
土石流の発生または主要交通網への影響	WEB会議 (携帯電話)	〇〇市(町、村)で土石流が発生しました(発生したとの情報を入手しました)。〇〇地区の被害について何か情報はありますでしょうか。また、〇〇市(町、村)の避難状況はいかがでしょうか。孤立した地区などありますでしょうか。現地に応援等、必要であればお申し付けください。	【天竜川上流河川事務所長】 →[付表1(5)砂防対象市町村長等]
付表1の地すべり観測箇所において、観測値の基準超過または基準を超過するおそれ ^{※4}	WEB会議 (携帯電話)	〇〇市(町、村)の●●地すべり地区において、地すべり観測値が基準を超えました。〇〇地区が被害を受ける可能性があります。〇〇市(町、村)に避難を呼びかける必要があります。状況に変化が生じた際には逐次ご連絡させていただきます。	【天竜川上流河川事務所長】 →[付表1(5)地すべり対象市町村長等]
その他必要と認められる場合	・WEB会議 (携帯電話)	上記ホットライン伝達時期以外で、河川状況・ダム運用・今後の見通し等の避難指示の判断に有益な情報に関する伝達及び問い合わせ。	

- 注1 : 氾濫危険水位に関するホットラインの伝達先については、付表1(2)洪水予報基準観測所の受け持ち区間の市町村とする。
- 注2 : 堤防の変状・決壊の発生に関するホットラインの伝達先については、発生箇所の市町村とするが、被災等の状況に応じてその他市町村にもホットラインをする場合がある。
- 注3 : 土砂災害**危険警報警戒情報**が発表または土砂災害が発生した際の伝達先については、付表1(5)のうち災害発生箇所の市町村とするが、被災等の状況に応じてその他市町村にもホットラインをする場合がある。
- 注4 : 地すべり観測値の基準超過に関するホットラインの伝達先については、付表1(5)地すべり地区の市町村とするが、被災等の状況に応じてその他市町村にもホットラインをする場合がある。